

教育委員会スポーツ振興課

都城市五十市地区体育館外 1 施設指定管理者候補者選定の概要

都城市五十市地区体育館外 1 施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が令和 2 年 1 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

五十市地区体育協会

(2) 代表者名

桜井 正人

(3) 所在地

都城市久保原町 1 2 街区 3 1 の 1 号

(4) 設立年月日

昭和 58 年 5 月 1 日

(5) 従業員数

13 名

(6) 業務内容

体育・スポーツ事業（ミニバレー・ボール大会、各種スポーツ団体の育成・支援）

施設管理事務（施設利用調整、施設の清掃、需用費等の支払などの施設の維持管理）

2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（5 年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市五十市地区体育館 (都城市久保原町 2 街区 6 号)	延床面積：1,120 m ²
都城市鷹尾市民広場 (都城市蓑原町 3037 番地)	敷地面積：8,410 m ²

(2) 業務概要

施設名	業務内容	備考
都城市五十市地区体育馆	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可及び利用許可の取消し ・使用料の徴収及び納入に関する業務 ・施設内及び周辺清掃点検 2回以上/月 ・小規模修繕 1件につき3万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満の軽微なもので、かつ、年度総額20万円を超えない範囲 	利用調整会議を必要に応じて開催すること
都城市鷹尾市民広場	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可及び利用許可の取消し ・使用料の徴収及び納入に関する業務 ・施設内及び周辺清掃点検 2回以上/月 ・草刈り 5回以上/年 	

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

各地区の体育施設は、地区スポーツの拠点施設かつ地域密着型施設として地区住民に活発に利用されており、施設の設置目的である市民の健康やスポーツの普及振興等に加えて、住民自治意識の向上、地域協働の推進等が期待できるが、その受け皿となって施設を管理運営する団体がこの地域では当該団体のみであるため。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

当該施設の管理方針及び設置目的を認識し、利用調整会議等の開催により、利用者間の調整が図られている。

・施設の効用の最大限の發揮について

地域密着型及び地区スポーツ施設の拠点施設として、各種競技団体や関係団体、利用者との連携や交流の提案がなされている。

・経済的な管理運営と適正な経費配分について

利用調整会議時に、節電、節水や施設利用に関して指導することにより、光熱水費や修繕費等の削減等、経済的な管理運営がなされ、定期的な清掃や小規模修繕等の維持管理を地区体育協会が行うことにより、利用者の要望等に対して迅速

な対応を行うことができる。

- ・管理運営能力について

組織体制の確立がなされ、良好な財務状況であり、また、当該施設の過去の業務実績もあることから、施設の管理運営について熟知している。

各種競技団体等と連携し、定期的なスポーツ教室や各種スポーツレクリエーション等の実施により、地域住民の利用促進が図られている。